

※下線部分：変更箇所

2023年規則案	2022年規則
<u>2023年ジュニアカート選手権統一規則</u> <u>ジュニア、ジュニアカデット部門</u>	<u>2022年ジュニアカート選手権統一規則</u> <u>F P - J r 、 F P - J r C a d e t s 部門</u>
本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとにF I A国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則およびその付則に準拠したJ A F国内競技規則／J A F国内カート競技規則およびその細則、 <u>2023年</u> （以下「当該年」という。）日本カート選手権規定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。	本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとにF I A国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則およびその付則に準拠したJ A F国内競技規則／J A F国内カート競技規則およびその細則、 <u>2022年</u> （以下「当該年」という。）日本カート選手権規定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。
第1章 競技会開催に関する事項	第1章 競技会開催に関する事項
第1条～第4条（略）	第1条～第4条（略）
第5条 競技の種別、区分と格式	第5条 競技の種別、区分と格式
1. (略)	1. (略)
2. 区分： <u>ジュニア部門</u> <u>ジュニアカデット部門</u>	2. 区分： <u>フォーミュラピストンジュニア (FP-Jr) 部門</u> <u>フォーミュラピストンジュニアカデット (FP-JrCadets) 部門</u> ※F P - J r C a d e t s 部門については、地域シリーズ（東・西）競技会とコースシリーズ競技会を開催する。
3. 格式：準国内格式 ※ジュニア部門／ジュニアカデット部門は、次の2つから構成される。 1) コースシリーズ： (1) 1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、原則、開催されるカートコース名または当該地域名を付す。 (2) 1つのシリーズを構成する複数のコースの組み合わせは、原則、「第4章ジュニア選手権第49条1項 地域区分」に限定される。 (3) 競技の構成：オーガナイザーが特別規則に定める。 2) 全日本選手権F S - 1 2 5 J A F / F P - 3 併催 (1) 競技の構成：オーガナイザーが特別規則に定める。	3. 格式：準国内格式

<p>第6条～第8条（略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 競技会参加に関する事項</p> <p>第9条 エントリーの受付</p> <p>1. エントリーの受付期間</p> <p>1) エントリーの受付期間 競技会開催日2ヶ月前より3週間前まで。 <u>但し、各コースシリーズは特別規則書にて示す。</u></p> <p>2) ~3) (略)</p> <p>第10条～第12条（略）</p> <p>第13条 エントリーの資格</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ドライバーの出場資格： ジュニアカート選手権競技に出場するドライバーは、部門毎に以下の条件を満たしていること。 <u>なお、出場できるシリーズを重複することができる。</u></p> <p>1) <u>ジュニア部門</u> (1) ライセンス <u>ジュニアB、ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。</u></p> <p>(2) 年齢制限 <u>11歳（11歳の誕生日を迎える当該年）以上15歳未満の者。</u> なお、当該年に満14歳に達しても<u>国際Fライセンス</u>を取得しなければ、また、当該年に15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。</p>	<p>第6条～第8条（略）</p> <p style="text-align: center;">第2章 競技会参加に関する事項</p> <p>第9条 エントリーの受付</p> <p>1. エントリーの受付期間</p> <p>1) エントリーの受付期間 競技会開催日2ヶ月前より3週間前まで。</p> <p>2) ~3) (略)</p> <p>第10条～第12条（略）</p> <p>第13条 エントリーの資格</p> <p>1. (略)</p> <p>2. ドライバーの出場資格： ジュニアカート選手権競技に出場するドライバーは、部門毎に以下の条件を満たしていること。 <u>ドライバーが出場できる地域および参加部門は何れかの地域ならびに部門に限定され、シリーズの途中で変更することはできない。</u></p> <p>1) <u>フォーミュラピストンジュニア（F P - J r）部門</u> (1) ライセンス ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。 <u>または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。</u> ①ライセンス取得後クローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績を有する者。 ②J A Fによって特に認められた者（海外での実績等）。</p> <p>(2) 年齢制限 <u>12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）以上15歳未満の者。</u> なお、当該年に満14歳に達しても<u>国際Cリストリクティッドライセンス</u>を取得しなければ、また、当該年に15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。</p>
--	--

2) ジュニアカデット部門

(1) ライセンス

ジュニアB、ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。

(2) 年齢制限

8歳（8歳の誕生日を迎える当該年）以上13歳未満の者。

なお、当該年に13歳に達しても、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。

(3) 東西統一競技会

- ①当該年の東地域、西地域夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会の何れかの部門に出場した実績を有する者。
- ②出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

2) フォーミュラピストンジュニアカデット (F P – J r C a d e t s) 部門

(1) ライセンス

ジュニアA、国際Gライセンス所持者とする。

または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。

- ①ライセンス取得後クローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績を有する者。
- ②ライセンス取得後J A F公認カートコースにおけるスポーツ走行の経験時間が20時間以上あり、その証明を有する者。
- ③J A Fによって特に認められた者（海外での実績等）。

(2) 年齢制限

9歳（9歳の誕生日を迎える当該年）以上13歳未満の者。

なお、当該年に13歳に達しても、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。

(3) 東西統一競技会

- ①当該年の東地域、西地域夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会またはコース毎に開催されたジュニア選手権のコースシリーズ競技会の何れかの部門に出場した実績を有する者。

- ②出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

3. 同一競技会へのタブルエントリーは禁止される。

第14条（略）

第15条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとする。公式練習は登録したタイヤを使用すること。登録できる個数は下記の通りとする。

第14条（略）

第15条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは、車両申告書に登録済みのもののみとする。公式練習は登録したタイヤを使用すること。登録できる個数は下記の通りとする。

	<u>ジュニア</u>	<u>ジュニアカデット</u>
シャシー	1台	1台
エンジン	1基	1基
タイヤ	1セット(ドライ・ウェット)	1セット(ドライ・ウェット)

	<u>FP-Jr</u>	<u>FP-JrCadets</u>
シャシー	1台	1台
エンジン	1基 <u>(ワンメイクデリバリーエンジン)</u>	1基 <u>(ワンメイクデリバリーエンジン)</u>
タイヤ	1セット(ドライ・ウェット)	1セット(ドライ・ウェット)

第3章 エンジンおよびカートに関する事項

第16条 エンジン

1. エンジン

「J A F 国内カート競技車両規則」の第1種競技車両に限定し、使用されるエンジンは、以下の通りとする。尚、各シリーズで使用するエンジン機種は各部門それぞれ1機種とする。但し、シリーズの各々の部門毎にエンジン機種が異なることを認める。但し、各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意の上、使用されるエンジン機種が各部門で1種類に統一されること。

決定したエンジンは各シリーズ毎に特別規則書にて示す。

1) ジュニア部門 :

オーガナイザーによって指定されたパワーウエイトレシオ数値(ドライバー重量含む)が、4.0kg/ps から 11.0kg/ps 以内のエンジン。(EVは除く)

2) ジュニアカデット部門 :

オーガナイザーによって指定されたパワーウエイトレシオ数値(ドライバー重量含む)が、8.0kg/ps から 13.0kg/ps 以内のエンジン。(EVは除く)

2. (略)

第3章 エンジンおよびカートに関する事項

第16条 エンジン

1. エンジン

1) FP-Jr 部門 :

「J A F 国内カート競技車両規則」および当該年のジュニア選手権FP-Jr 部門適用車両規定に合致したピストンバルブ方式の J A F 公認エンジンで、オーガナイザーによって配付されるワンメイクエンジンとする。

2) FP-Jr Cadets 部門 :

「J A F 国内カート競技車両規則」および当該年のジュニア選手権FP-Jr Cadets 部門適用車両規定に合致したピストンバルブ方式の J A F 公認エンジンで、オーガナイザーによって配付されるワンメイクエンジンとする。

2. (略)

3. 封印

1) 封印済のエンジンが配付される。封印マークは J A F 指定のものとし、封印済エンジンの分解は行ってはならない。封印が外れそうな状態になった場合は、事前に技術委員長に申し出ること。封印に関する故意の違

	<p><u>反があった場合には当該競技会は失格とする。なお、違反の内容によつては当該年度の選手権の全得点を無効とする場合がある。</u></p> <p><u>2) 車検時においてマフラーの封印が1本のみ実施される。</u></p> <p><u>3) 最初に行われる公式練習開始前までは、技術委員長の承認のもとにエンジンおよびマフラーの封印の解除、および再登録または再封印が認められる。</u></p> <p><u>尚、エンジンについては、公式練習開始後から決勝終了までの間、技術委員長の承認のもとに封印の解除および再封印が認められる。</u></p> <p><u>4. エンジンにはNo. 刻印が打たれていなければならない。</u></p> <p><u>5. キャブレター</u></p> <p><u>メーカー純正のセンタークスルのバタフライ方式のキャブレターで、そのベンチュリーの最大直径は「JAF国内カート競技車両規則」第29条4. の公差を既に含んで24mmでなければならない。すべてのスライドキャブレター方式は禁止される。</u></p>
<p>第17条 カート</p> <p>前条で規定する当該エンジンを搭載し、「JAF国内カート競技車両規則」に合致する第1種競技車両で、かつ次の条件を満たさなければならない。</p> <p>1. <u>ジュニア部門で使用するシャシーは、CIK-FIA公認またはJAF公認を取得している製造者によって製造されたものとする。ジュニアカデット部門で使用するシャシーは、ボディワークを含み、「JAF国内カート競技車両規則」第29条に従い、JAFに申請されたものでなければならない。ただし、「JAF国内カート競技車両規則」第46条(Mini特別規定)に従い、CIKに公認されたものは使用することができる。また、車検時においてシャシーにJAF指定の封印が実施される。但し、最初に行われる公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにシャシーの封印の解除、および再登録、再封印が認められる。</u></p> <p>登録済みシャシーが破損等した場合には、競技会審査委員会の承認のもとに、以下を条件に1競技会に1回変更(交換)することができる。なお、変更(交換)の申請は、各ヒートのスタート20分前までとし、競技会事務局に提出すること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. ナンバープレートは前後に必備とする。その取り付け方および形状につ</p>	<p>第17条 カート</p> <p>前条で規定する当該エンジンを搭載し、「JAF国内カート競技車両規則」に合致する第1種競技車両で、かつ次の条件を満たさなければならない。</p> <p>1. <u>FPIJr部門で使用するシャシーは、CIK-FIA公認またはJAF公認を取得している製造者によって製造されたものとする。FPIJr Cadets部門で使用するシャシーは、ボディワークを含み、「JAF国内カート競技車両規則」第29条に従い、JAFに申請されたものでなければならない。ただし、「JAF国内カート競技車両規則」第46条(Mini特別規定)に従い、CIKに公認されたものは使用することができる。また、車検時においてシャシーにJAF指定の封印が実施される。但し、最初に行われる公式練習開始時間前までは、技術委員長の承認のもとにシャシーの封印の解除、および再登録、再封印が認められる。</u></p> <p>登録済みシャシーが破損等した場合には、競技会審査委員会の承認のもとに、以下を条件に1競技会に1回変更(交換)することができる。なお、変更(交換)の申請は、各ヒートのスタート20分前までとし、競技会事務局に提出すること。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. ナンバープレートは前後に必備とする。その取り付け方および形状につ</p>

いては「J A F 国内カート競技車両規則」第9条1. および第28条による。側方のナンバーは最小高15cmとする。なお、前方にはフロントパネルを装着しなければならない。

ナンバープレートの色は次の通りとする。

部門	ナンバープレートの色	文字の色
ジュニア	黄	黒
ジュニアカデット	白	黒

4. 競技ナンバー

- 1) 前後の競技ナンバーは、J A F が指定したものを、検査を受ける前に取り付けていなければならない。但し、コースシリーズについてはJ A F 指定としない。
- 2) 側方の競技ナンバーは、J A F が指定したものを、サイドボックスパネル上の後輪側に、検査を受ける前に取り付けていなければならない。但し、コースシリーズについてはJ A F 指定としない。

5. ~ 9. (略)

10. 競技に使用するタイヤは次の条件に合致したものとする。全部門で使用するタイヤは、下記5) に定めるディストリビューション制とする。但しコースシリーズには適用されない。

- 1) 各部門に使用できるタイヤは、J A F によって指定された単一製造者のJ A F 指定タイヤとし、次の通りとする。

● ジュニア部門 :

- ・ 住友ゴム工業株式会社
<ドライ用> S L 2 2 またはS L 6
シリーズのオーガナイザーで選択し、特別規則書にて示す。
<ウェット用> S L W 2

● ジュニアカデット部門 :

- ・ 住友ゴム工業株式会社
<ドライ用> S L J
<ウェット用> S L W 2

いては「J A F 国内カート競技車両規則」第9条1. および第28条による。側方のナンバーは最小高15cmとする。なお、前方にはフロントパネルを装着しなければならない。

ナンバープレートの色は次の通りとする。

部門	ナンバープレートの色	文字の色
<u>FP-Jr</u>	黄	黒
<u>FP-JrCadets</u>	白	黒

4. 競技ナンバー

- 1) 前後の競技ナンバーは、J A F が指定したものを、検査を受ける前に取り付けていなければならない。
- 2) 側方の競技ナンバーは、J A F が指定したものを、サイドボックスパネル上の後輪側に、検査を受ける前に取り付けていなければならない。

5. ~ 9. (略)

10. 競技に使用するタイヤは次の条件に合致したものとする。F P - J r 部門およびF P - J r C a d e t s 部門で使用するタイヤは、下記5) に定めるディストリビューション制とする。

- 1) 各部門に使用できるタイヤは、J A F によって指定された単一製造者のJ A F 指定タイヤとし、次の通りとする。

● F P - J r 部門 :

- ・ 東／西地域 : 住友ゴム株式会社
<ドライ用> S L F D
<ウェット用> S L W 2

● F P - J r C a d e t s 部門 :

- ・ 東／西地域 : 横浜ゴム株式会社
<ドライ用> A D J
<ウェット用> S L O 3

コースシリーズについては、C I K公認タイヤまたはJ A F指定タイヤからオーガナイザーが選定し、特別規則書にて示す。

なお、2023年に限り、オーガナイザーの申請に基づきJ A Fが承認した場合、C I K公認タイヤまたはJ A F指定タイヤ以外のワンメイクタイヤを使用することができる。

●セット数

- 1) 全部門、全シリーズともドライ、ウェット、1競技各1セットとする。
但し、技術委員長の承認のもとに、1本のみの交換が認められる。
- 2) ~3) (略)

4) タイヤにはオーガナイザーが指定したゼッケン番号を技術委員によってタイヤの両側面に記入される。

文字の字体は幅3mm以上の字画で高さ30mm以上とする。

部門	色
ジュニア	桃
ジュニアカデット	白

- 5) (1) ~ (3) (略)

11. ~12. (略)

第18条 ボディワーク

1. ジュニア部門 :

(略)

2. ジュニアカデット部門 :

(略)

●セット数

- 1) 全部門とも、ドライ、ウェット各1セットのみとする。但し、技術委員長の承認のもとに、1本のみの交換が認められる。
- 2) ~3) (略)

4) タイヤにはオーガナイザーが指定したゼッケン番号を技術委員によってタイヤの両側面に記入される。

文字の字体は幅3mm以上の字画で高さ30mm以上とする。

部門	色
FP-Jr	桃
FP-JrCadets	白

- 5) (略)

11. ~12. (略)

第18条 ボディワーク

1. F P - J r 部門 :

「J A F国内カート競技車両規則」第9条に従った、C I K-F I A公認(2009-2021、2015-2021、2018-2021、2022-2023)サイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネル、リアプロテクションは、ステ等の公認部品を含み必備とする。

尚、異なる銘柄またはモデルの構成部品による3つのボディワークによる組み合わせが認められる。但し、2つのサイドボックスはセットで共に使用すること。

2. F P - J r C a d e t s 部門 :

「J A F国内カート競技車両規則」第9条に従ったサイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とし、かつ同第29条に従い

3. ~ 5. (略)

第19条 重量

最低重量はシリーズ毎に特別規則書に示す。

最低重量を満たすためバラストを積む必要がある時はすべて固形材料を用いボルト・ナットで取付けなければならない。

第20条～第21条 (略)

第4章 競技に関する事項

第22条 選手権競技の構成と方式

両部門とも競技のレース数は、オーガナイザーが決定する。但し、各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意の上、レース数は各部門で統一されること。決定したレース数は、シリーズ毎に特別規則書にて示す。

競技の方式は、公式練習・タイムトライアル・予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。出場台数によっては、予選ヒート終了後セカンドチャンスヒートを実施する。

2レース制を採用する場合、第2レースの方式は、オーガナイザーが決定する。但し、各シリーズで認定されたオーガナイザー間で合意の上、第2レース方式は各部門で統一されること。決定した第2レース方式は、シリーズ毎に特別規則書にて示す。

J A Fに申請されたものでなければならない。ただし、「J A F国内カート競技車両規則」第46条(M i n i 特別規定)に従い、C I Kに公認されたものは使用することができる。

尚、異なる銘柄またはモデルの構成部品による3つのボディワークによる組み合わせが認められる。但し、2つのサイドボックスはセットで共に使用すること。

また、同第7条に従ったリアプロテクションを必備とする。

3. ~ 5. (略)

第19条 重量

最低重量は次の通りとする。

部門	最低重量
FP-Jr	138kg
FP-JrCadets	113kg

最低重量を満たすためバラストを積む必要がある時はすべて固形材料を用いボルト・ナットで取付けなければならない。

第20条～第21条 (略)

第4章 競技に関する事項

第23条 ブリーフィング
(略)

第24条 公式練習
(略)

第25条 タイムトライアル
(略)

第26条 予選ヒート

1. 予選ヒートのグリッドポジション
 - 1) ~ 4) (略)
 - 5) 1競技2レース開催の場合は各々の予選ヒートに上記が適用される。

2. ~ 3. (略)

4. 予選ヒートの走行距離は次の通りとし、周回数は競技会毎に示す。

ジュニア部門 :

15 km (または15分) 以上25 km (25分) 以内。

ジュニアカデット部門 :

10 km (または10分) 以上20 km (20分) 以内。

5. ~ 6. (略)

第27条 (略)

第28条 決勝ヒート

1. ~ 2. (略)

3. 決勝ヒートの走行距離は次の通りとし、周回数は競技会毎に示す。

ジュニア部門 :

第22条 ブリーフィング
(略)

第23条 公式練習
(略)

第24条 タイムトライアル
(略)

第25条 選手権競技の方式

競技は予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。出場台数によっては、予選ヒート終了後セカンドチャンスヒートを実施する。

第26条 予選ヒート

1. 予選ヒートのグリッドポジション
 - 1) ~ 4) (略)

2. ~ 3. (略)

4. 予選ヒートの走行距離は次の通りとし、周回数は競技会毎に示す。

F P - J r :

15 km (または15分) 以上25 km (25分) 以内。

F P - J r C a d e t s :

10 km (または10分) 以上20 km (20分) 以内。

5. ~ 6. (略)

第27条 (略)

第28条 決勝

1. ~ 2. (略)

3. 決勝ヒートの走行距離は次の通りとし、周回数は競技会毎に示す。

F P - J r :

<p>15 km (または15分) 以上25 km (25分) 以内。 <u>ジュニアカデット部門 :</u> 10 km (または10分) 以上20 km (20分) 以内。</p> <p>4. (略)</p> <p>第29条 スタート進行</p> <p>スタートは「カート競技会運営に関する規定」第28条2.に基づくローリングスタートとし、次の事項が適用される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. スタート進行は以下に従い行われる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) ~ 4) (略) 5) 「1 min」ボードが示される時点で、ピット要員は当該エリアから離れなければならない。また「1 min」ボードが示された時点からフォーメーションラップ開始時までの間であればいつでも、ドライバーはエンジンを始動することができる。 <u>「1 min」ボード提示後は、ピット要員による援助は一切認められず、ペナルティ対象となる場合がある。</u> 6) ~ 8) (略) 3. ~ 12. (略) <p>第30条 (略)</p> <p>第31条 審判員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国内競技規則10-20に基づく審判員の判定事項は、本統一規則に関する事項とする。 2. 審判員の氏名は、公式プログラムまたは公式通知で示される。 <p style="text-align: center;">第5章 ピットに関する事項</p> <p>第32条～第37条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 ペナルティに関する事項</p>	<p>15 km (または15分) 以上25 km (25分) 以内。 <u>F P - J r C a d e t e s :</u> 10 km (または10分) 以上20 km (20分) 以内。</p> <p>4. (略)</p> <p>第29条 スタート進行</p> <p>スタートは「カート競技会運営に関する規定」第28条2.に基づくローリングスタートとし、次の事項が適用される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. スタート進行は以下に従い行われる。 <ol style="list-style-type: none"> 1) ~ 4) (略) 5) 「1 min」ボードが示される時点で、ピット要員は当該エリアから離れなければならない。また「1 min」ボードが示された時点からフォーメーションラップ開始時までの間であればいつでも、ドライバーはエンジンを始動することができる。 <u>「1 min」ボード提示後は、ピット要員による援助は一切認められない。</u> 6) ~ 8) (略) 3. ~ 12. (略) <p>第30条 (略)</p> <p>第31条 審判員</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国内競技規則10-20に基づく審判員の判定事項は、本統一規則に関する事項とする。 2) 審判員の氏名は、公式プログラムまたは公式通知で示される。 <p style="text-align: center;">第5章 ピットに関する事項</p> <p>第32条～第37条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 ペナルティに関する事項</p>
--	--

<p>第38条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 抗議に関する事項</p>	<p>第38条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 抗議に関する事項</p>
<p>第39条～第41条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 成績および賞典に関する事項</p>	<p>第39条～第41条 (略)</p> <p style="text-align: center;">第8章 成績および賞典に関する事項</p>
<p>第42条 成績及び賞典</p> <p>1. 決勝ヒートの結果により決定する。 ただし、第30条15. に示す<u>ジュニア選手権競技</u>の成立要件を満たしたうえで、荒天等により決勝ヒートが実施されなかった場合は、予選ヒートの結果により決定される。</p> <p>2. (略)</p>	<p>第42条 成績及び賞典</p> <p>1. 決勝ヒートの結果により決定する。 ただし、第30条15. に示す<u>全日本選手権競技</u>の成立要件を満たしたうえで、荒天等により決勝ヒートが実施されなかった場合は、予選ヒートの結果により決定される。</p> <p>2. (略)</p>
<p style="text-align: center;">第9章 得点</p>	<p style="text-align: center;">第9章 得点</p>
<p>第43条 得点基準</p> <p>本選手権競技会のドライバーに与えられる得点は下表aを適用する。得点は決勝ヒートの完走者にのみ与えられ不完全走者、失格者および不出走者には与えられない。</p> <p>ただし、第42条1. に基づき予選ヒートの結果により決定された場合、下表aの得点は予選ヒート出走者のみに与えられ、不完全走者、失格者および不出走者には与えられない。</p>	<p>第43条 得点基準</p> <p>本選手権競技会のドライバーに与えられる得点は下表aを適用する。得点は決勝ヒートの完走者にのみ与えられ不完全走者、失格者および不出走者には与えられない。</p> <p>ただし、第42条1. に基づき予選ヒートの結果により決定された場合、下表aの得点は予選ヒート出走者のみに与えられ、不完全走者、失格者および不出走者には与えられない。</p>
<p>(表a) (略)</p> <p>(表b) (略)</p>	<p>(表a) (略)</p> <p>(表b) (略)</p>
<p>※当該年の日本カート選手権規定第6条および第50条による。</p>	<p>※当該年の日本カート選手権規定第6条および第50条による。</p> <p><u>※東西統一競技会の得点は上表aの得点の1.5倍とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第10章 広告に関する事項</p>	<p style="text-align: center;">第10章 広告に関する事項</p>
<p>第44条 (略)</p>	<p>第44条 (略)</p>
<p style="text-align: center;">第11章 その他一般事項</p>	<p style="text-align: center;">第11章 その他一般事項</p>

第45条～第50条（略）

以上

第45条～第50条（略）

以上